

使用料と減免について

1 使用料について

第2次行政改革実行計画の受益者負担の在り方に関する基本方針（以下、基本方針）に基づき、市民ホールの使用料について検討を行った。

基本方針に基づき算定した結果、周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、利用率の低下を招くおそれがある場合は、適切な使用料となるよう調整できること、さらには、市民会館から急激な利用者負担増とならないかを考慮した。

これらを踏まえ、大小ホールは、類似施設の平均と市民会館の使用料を考慮して、算定結果から圧縮した基本料金とし、その他は、基本方針の算定結果どおりとする。

また、市民会館と同様、入場料等を徴収する場合や商品の展示即売をする場合は、使用料を加算する。

一方、大ホールは、練習など利用目的に応じた負担軽減制度を新設する。ただし、減免の場合にはこれを適用しない。

2 減免制度について

基本方針における減額・免除する場合の判断基準は、市の行政活動（主催、共催）に関わる場合（後援は対象外）、国又は地方公共団体の公用又は公共用の場合、子ども、高齢者、障がい者への配慮や、文化振興が目的の場合である。

この基準を踏まえ、市民会館と同様、市民ホールにおいても減免・免除を適用することとする。ただし、市民会館では、「市内の文化団体で、市が財政援助をしている文化事業」を減免対象としていたが、基本方針の判断基準を参考に、市民ホールでは、この減免対象を見直すこととする。